2017 年 12 月議会　一般質問

２０１７年１２月定例市議会の一般質問で、
河村ひろ子市議が行った第一質問と答弁をご報告します。

河村ひろ子市議

12月12日
午後1時～

１、乳幼児等医療費助成制度について ---------------2

２、障害者就労継続支援Ａ型事業所
「しあわせの庭」問題について ---------------5

３、介護保険制度について -------------------------14

４、教育行政
○中学校完全給食の実施と学校給食無償化について --20
○就学援助費の年度内支給について ----------------24
○定数内臨時教員の現状と課題について ------------28

乳幼児等医療費助成制度について

　河村ひろ子市議　広島県内の子ども医療費助成制度は、２０１７年４月１日現在、三次市、安芸高田市、安芸大田市、北広島町、世羅町、神石高原町の６自治体は、入院通院ともに１８歳までの制度としています。

　入院通院ともに中学校卒業までとしているのが５自治体、入院のみ中学校卒業までとしているのが７自治体ある中で、福山市は入院は小学校卒業まで、通院は就学前までであり、県内で最もたち遅れてしまいました。

　去る１１月２８日、福山市医師会と市議会議員の医療行政施策懇談会が行われました。医師会の提案要望書の最重点要望項目には、乳幼児医療費の公費負担の拡大が求められております。

　「学童期にも通院の必要な子どもは多く、特に喘息、アトピー性皮膚炎などの慢性疾患では、幼児期からの継続通院がかかせない」こと、「経済的理由により通院が困難となる子どもも少なくなく」「安心して受診できるために医療費助成制度の果たす役割は重要」として、小学校６年生までの通院助成の拡充を要望しています。この拡充に必要な所要額はいくらになるのか、お答えください。

医療現場からの要望に直ちに応え、まず小学校６年生までの通院助成を実現するべきであります。

続けて、入院・通院ともに中学校卒業までの制度の拡充を求めるものです。以上、それぞれのご所見をお示しください。

当制度の安定的運営には、県や国の果たす役割が重要です。

県や国が制度を創設・拡充すれば、各市町の負担も軽くなり、一層の拡充を図ることが可能となります。

広島県は、就学前まで、一部負担あり、所得制限ありの当制度を実施して１３年間拡充しておらず、全国でも最も遅れた県の一つとなってしまいました。

県に対しては、制度の拡充を、国に対しては制度創設の要望を行うことを求めるものです。ご所見をお示しください。

市長答弁：河村議員のご質問にお答えいたします。

始めに、乳幼児等医療費助成制度についてであります。

通院費の助成を現行制度の枠組みの中で小学校 6 年生まで拡大した場合の必要額は、約６億円と見込んでおります。

次に、この制度は、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促し、健やかな育成を図るためのものであると考えており、今年度実施している「子どもの生活実態調査」の結果を分析する中で検討してまいります。

次に、県や国に対する要望についてであります。

子どもの医療費助成制度については、本来、国が責任を持って制度を構築すべきものとの認識は、県とも共有しており、引き続き、全国一律の制度として創設するよう、県を通して国に対して要望してまいります。

以上

河村ひろ子市議　障害者就労継続支援Ａ型事業所「しあわせの庭」問題について質問をします。

就労継続支援Ａ型事業所は、障害者と雇用契約を結び、最低賃金を保障し、障害者が働きながら技能を身につける場です。2006 年の障害者自立支援法による規制緩和で、障害福祉サービスに営利企業の参入が認められました。事業運営者は、定員２０人以下の場合、利用者一人当たり、一日５８４０円、２０人以上から４０人では５１９０円の自立支援給付費や、１人当たり３年間で最大２４０万円の国の特定求職者雇用開発助成金を受けることができます。給付金など手厚く支給されるため、全国の施設数は今年４月現在、3630 カ所となり５年前の 3.2 倍に急増しています。

しかし、近年この給付金などを目当てに、本来の事業から逸脱し、儲けを目的とした経営が全国で発生しています。

２０１７年４月に、厚労省は必要経費を控除した生産活動の事業収入から、利用者への賃金を支払うように運営基準を厳格化しました。そのため、経営破たんする事業所が相次いでいます。

１１月１７日、福山・府中両市でＡ型作業所を運営する一般社団

法人「しあわせの庭」が経営破たんし、利用者１１２人と職員３２人を突然解雇しました。

同法人は、１か月前の解雇予告通知義務も果たさず、突然の解雇を知った利用者・職員に大きな衝撃を与えました。しかも、１０月・１１月分の給与も未払いのままです。利用者は「家賃や光熱水費の支払いが滞り生活が出来ない」「小さな子どもがいるが、ミルクやオムツも買えない」「不安で不眠が続き食事も摂れない」「生きがいがなくなった」など、収入の道が閉ざされただけでなく、社会との繋がりである「居場所」も失い大きな不安を感じています。

多くの利用者や職員を路頭に迷わせた同法人は断じて許されません。同法人の社会的責任と共に、これまでの行政の指導・監督責任が厳しく問われます。

Ａ型事業所の問題は以前から取沙汰されており、このような事態をある程度予測できたのではないでしょうか。未然に防ぐ手立ては行っていたのか、これまでの本市の取り組みについてお答えください。

市長は本会議冒頭「非常に重大な事態」であり、「再就職先の確保など・・・支援に全力で取り組んでいる」と、述べられました。

利用者は、生活保護を受給したり、障害年金のない人がいるなど、貧困状態の人も多く、生活再建と再就職の支援を最後の１人まで、責任をもってきめ細やかに対応することが求められます。

本市は、利用者の状況把握に努めているとのことですが、把握した人数と支援の具体についてお答えください。また、利用者説明会等にも参加せず、把握できていない人へは、どのように対応するのか、お答え下さい。

全利用者への訪問・聞き取り・必要な支援について、１人ひとりの状況を把握した後は、具体的な援助につなげなくてはなりません。計画相談員や民生委員など、関係機関と連携した支援体制を求めますが、お答えください。

１１月２３日、自主的に集まった市民ボランティアが相談会を開催しましたが、その際、福山市役所福祉部はフードバンクと連携した食糧提供や、災害備蓄倉庫からオムツやトイレットペーパーなど物資を提供しました。このような迅速な対応は、利用者に大きな励ましを与えました。

今後も、個別に食料品などの生活物資を継続的に届けることも必要ですが、その対応についてお示し下さい。

市は「障がい福祉課に専門の相談窓口」を設置し支援をしていますが、生活困窮者に対しては、生活保護受給や生活福祉資金の活用を促すことが必要です。その際、窓口受付ではなく、交通手段を持たない利用者が円滑に申請出来るよう、利用者の送迎や、ケースワーカーの派遣などの丁寧な支援を求めますが、お答えください。

利用者の不安を取り除くには、早く次の仕事を決めなくてはなりませんが、現在、何人の再就職が決まったのでしょうか、お答えください。

また、１人ひとりの希望を市が把握し、再就職のあっせんを丁寧に迅速に行うことが必要です。市役所関係部署、県やハローワーク、相談支援事業所、総合支援協議会など関係団体を入れた「緊急対策プロジェクト」を立ち上げて対応をすることを求めます。ご所見をお示し下さい。

来年度に向けて、障がいのある人を対象とした非常勤嘱託職員の採用を行うとの事ですが、非常事態であることを鑑み、第２次、３次と、さらなる雇用枠の拡大と、採用時期の前倒しが必要と考えますが、お答えください。

次に市の指導・監督権限について伺います。

県と政令市、中核市は「指定障害福祉サービス事業者」の指定権限者であり、事業所指定や支給決定、指導、監査、処分と様々な権限があります。

市長は「法人に対する監督権限が市にないため経営実態を把握しづらい状況だった」と記者会見で述べたと報じられています。しかし、障害者総合支援法第１０条には、「市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは・・・物件の提出もしくは提示を命じ、質問させ、施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる」と明記されています。

「自立支援給付対象等サービスの質の確保及び適正化を図る」ための第一義な権限は福山市にもあることは明らかです。

「しあわせの庭問題」は、事業者の指定権限者である福山市の責任は重大ではありませんか。市長のご所見をお示し下さい。

広島県にも法令遵守の立場から指導監督権限があり、県と市が共同して法人の調査を行う必要があります。市長は「同種の事業所に対して緊急に調査を実施し、経営状況等の確認を行っている」と説明されましたが、調査結果どのような事が分かり、今後どのように

対応をするのでしょうか、お答えください。

市長答弁：次に、障害者就労継続支援Ａ型事業所「しあわせの庭」問題についてであります。

まず、これまでの本市の取り組みについてであります。この度の「しあわせの庭」事業所については、「経営改善計画書」が未提出であったため、経営状況の確認も含め、訪問指導し、法人代表理事からの聴取を行ったところ、経営難の状況であることが判明しました。このため、直ちに、広島県との合同監査を実施し、事業者に対して、利用者保護に取り組むよう2度に渡り、改善勧告を発していました。

その後も、利用者保護の手立ては講じられず、利用者に対し、経営再建を図る旨を伝えていたにもかかわらず、11 月 16 日　突然に、事業を廃止し、利用者全員の解雇を行う旨の文書を利用者へ送付するとの情報を得たため、同日付けで、賃金の支払いを含め、利用者保護を図るよう改善命令を発し、公表に至ったもので

あります。

次に、利用者の状況についてであります。

11 月 27 日の雇用保険手続き受理会へは、52 名の方が参加され、

・雇用保険の手続きが　40 件

・その他の相談件数が　43 件

・食糧・生活用品等の物資支援が 15 件

ございました。

また、市の相談窓口での対応件数は、11 月 30 日までで、支所を含め 59 名であります。

受理会へ参加されず、相談支援専門員などの支援者もいない利用者 2 名については、個別訪問を実施し、生活実態等の確認を行いました。

市内在住の利用者 81 人全員とコンタクトがとれています。

③　次に、利用者への支援体制についてであります。

事案発生後、障がい福祉課内へ専門の相談窓口を設け、障がい福祉サービス、生活相談、貸付金の相談そ

して就職相談などをワンストップで対応できる支援体制としております。

食料品等生活物資の提供については、フードバンク等の支援団体と連携しています。

④　次に、再就職の状況については、12 月 8 日現在、Ａ型事業所へ１名、Ｂ型事業所へ７名、一般就労へ決まった方が 5 名であります。

今後とも、利用者一人ひとりの生活の状況を丁寧に確認し、障がいの特性に配慮しながら必要に応じて個別訪問しての相談・支援など利用者保護に全力で取り組んでまいります。

次に、障害のある人を対象とした非常勤嘱託職員の採用についてであります。

次年度に向けては、選考試験を 12 月 16 日に予定していますが、採用予定日を 4 月 1 日として、障がいのある人を広く公募しており、採用時期の前倒しは困難であると考えております。

なお、本件に係る市の独自の雇用対応といたしまし

て、現在、個々の障害特性に応じた業務として、庁内にどういったものがあるか等について、検討をしています。

次に、**本市の指導監督について**であります。

事業所の実地指導や巡回指導において人員配置などの最低基準の遵守を、主な着眼点とし、指導してまいりました。

本事案を受けての課題等について、県とともに十分な検証を行うよう、担当部局にはすでに指示をしていますが、当面、経営改善報告書が提出されている事業所に対し計画の実効性など内容を精査し、適切な指導監督に努めてまいります。

河村ひろ子市議　介護保険制度について質問します。

2018年度からの介護報酬を改定する議論が進められている中、介護現場からは社会保障財源を確保し、介護報酬の引き上げを求める切実な声が広がっています。

自民党を中心とした歴代政権による報酬のマイナス改定が繰り返され、多くの介護事業所は経営困難を強いられ、利用者が必要な介護サービスを使えない事態が相次いでいます。

１１月１５日、全国老人保健福祉施設協会など１１団体は「介護の現場を守るための署名」１８０万人分を国に提出し、介護報酬のプラス改定を求めました。これまでの強い世論に押され、国は来年４月からの若干の報酬引き上げを示しました。しかし、2015年度の前改定では基本報酬を 4.48%も削減しているため、微増では事業所の経営難や人材不足は解決しません。前改定時までのプラス改定を国に求めることを要望しますが、ご所見をお示し下さい。

本市の介護事業所の撤退や人材不足は深刻です。2016年度の介護事業所の新規届出は３３件ですが、休止と廃止の届出は合わせて４８件にもなり、休廃止に追い込まれる事業所が年々増加しています。

１１月２７日、市内の特養など高齢者施設が加盟する「福山市

老人福祉施設連絡協議会」が市議会に要望書を提出しました。

それには「人材不足が経営を脅かしている。協議会としても人材確保の取り組みを行っているが厳しい状況」「介護従事者の定着を図るため、資格取得の市独自の貸付や再就職支援を」と強く要望されています。

団塊の世代の全てが７５歳を迎える２０２５年までに、広島県内では約７千人の介護労働者が新たに必要とされており、人材確保は緊急課題です。資格取得の支援制度や、介護労働者処遇改善交付金の創設など、市独自の支援を早急に行うことを求めます。ご所見をお示し下さい。

次に介護保険料について伺います。

現在、2018 年度からの「福山市高齢者保健福祉計画」「第７期福山市介護保険事業計画」を策定中です。市は計画策定にあたり、在宅で介護認定を受けている６５歳以上の高齢者に対して「高齢者の暮らしについての実態調査」を行いました。その中の「介護保険料について」の問いには「収入に対して介護保険料が高すぎる」「上げないで欲しい」など、引き下げを求める回答が多く寄せられていました。この声に応えるべきではありませんか。

福山市の介護保険料の基準額は年間７万４００円、月額５８６７円であり、４８中核市中１６番目に高い設定です。

これまで市は「保険料が高いという声は重く受けとめている」との認識ですが、保険料引き下げに向けての具体的な内容をお示し下さい。

2016年度決算の介護保険特別会計の不用額は１６億８７００万円余もあり、介護給付費準備金への年度末残高は９億５０００万円余にもなります。この基金の活用で介護保険料の引き下げを求めるものです。ご所見をお示し下さい。

本市の保険料は現在１３段階設定ですが、船橋市・武蔵野市などは１５段階です。段階設定をさらに細分化し、より累進性を強化し、低所得者に配慮するべきですが、ご所見をお示し下さい。

介護予防ケアマネジメントについて伺います。

現在、策定中の第８期高齢者保健福祉計画には、要支援者などに対するケアプランの作成について「自立支援に資する介護予防ケアマネジメントを行うことができるようマニュアルを整備」と記載しています。

本来ケアネジメントは、高齢者の心身や生活状況をアセスメントし、利用者や家族のニーズを的確に把握し、専門的な視点からサービスを検討し介護の提供につなげるものです。高齢者１人ひとりの実態やニーズは様々であり、一律にマニュアル化するものではありません。

「自立支援・重度化防止」を国も強調していますが、目的は「介護費用の抑制」です。全国では、介護保険から利用者を無理に「卒業」させたり、介護認定を厳格化し「門前払い」する自治体もあり、大きな問題となっています。「自立支援」の名によって、ケアプランを厳しく統制する事になれば、１人ひとりの高齢者の尊厳を大切にする介護から大きく外れかねません。

本市では今後、どのようなマニュアルを作成し、誰が評価をするのか、また、「自立支援」のあり方をどのように考えているのか、お答えください。

市長答弁：　介護保険制度における介護報酬の改定についてであります。

2018 年度（平成 30 年度）からの介護報酬の改定につきましては、現在、国において、物価変動や事業所の

経営状況を勘案しつつ、介護人材の確保などにも視点を置いた議論が行われていることから、その動向を注視しているところであります。

改定に当たっては、実態に即した適切な報酬の設定を行うよう、全国市長会を通じて国に要望しているところであります。

また、介護人材の確保につきましては、採用、育成、定着などにおいて、総合的な対策が必要と考えております。

このため、本市におきましては、社会福祉協議会や関係機関と連携する中で就職面談会やセミナーの開催、介護職員の技能向上支援、福祉・介護職の魅力向上のための事業などに取り組んでいるところであります。

引き続き、国、県、市、事業者の役割を踏まえ、関係機関と連携を図る中で、対策を講じてまいります。

次に、**介護保険料について**であります。

介護保険料は、サービスの見込み量が確定した上で、

算定が可能となるものであります。

現在、事業計画の策定は、見込み量を算定する過程にあり、見込み量が確定した後に、次期介護保険料をお示ししてまいります。

また、保険料の段階設定につきましても、負担の公平が図られ、わかりやすいものとなるよう設定してまいります。

次に、**介護予防ケアマネジメントについて**であります。

今回、策定することとしている介護予防ケアマネジメントマニュアルは、高齢者一人ひとりの実態に即した自立支援に向けたケアマネジメントの向上を目的とするものであります。

また、本市が考える自立支援とは、介護などが必要な状態になっても本人の意思が尊重され、それぞれの能力に応じ、自分らしい充実した生活を送ることとができるよう、支援するものであると考えております。

河村ひろ子市議　中学校完全給食の実施について

福山市教育委員会は２０２０年９月までに、すべての公立中学校で完全給食を実施すると公表しました。仮称鞆の浦学園は自校方式、他の１９校は親子方式で、設備投資は１２億円の見込みとのことです。中学校完全給食１００％実施の見通しが立ったことについては、市民から大きな喜びの声が上がっています。

しかし、長年、市民は待ちくたびれ、「３年間も待てない。一度も給食を食べないで卒業してしまう」「もっと前倒しして、一日でも早く実施してほしい」との声が続いています。また、より安全・安心で、教育効果の高い自校方式で実施してほしいという根強い要望があります。

親子方式で調理をしている給食現場の様子を聞くと、「大量の材料の下ごしらえやカット、調理を搬出に間にあうよう作業をするため、ハードな現場となっている」「若い栄養士さんや調理員さんが不慣れなため、作業負担が大きい」「何よりも、もっと丁寧に調理したい。これでは食育の役割が果たしにくい」というものでした。

親子方式は、直接調理室から提供するのではなく、「搬出、運搬」が伴うため、出来立ての給食を提供できず、食感や味落ちなども避

けられません。

市長は、新聞報道によれば、北産業団地第Ⅱ期の造成にかかる約７５億円の財源に基金の取り崩しなどを示唆しております。

福山市の財政調整基金は２０１７年度末見込みで１７９億円保有されており、文科省からの補助制度も活用すれば、１９校分の自校給食調理室の建設・設備予算は十分確保することができます。

未来を担う子どもたちへの予算確保こそ、最優先で行うべきです。可能なところから、自校給食調理室を建設し、経過措置としての親子方式給食設備も、前倒しして実施すること。

その際、親子方式で実施しているところは、食数に見合う正規調理員の増員を行うことを求めるものです。

以上についてのご所見をお示しください。

学校給食無償化について伺います。

現在、公立小中学校の給食費を無償にする自治体が少なくとも８３に増えていることがわかりました。無償化の理由として、子育て支援や定住しやすい環境づくりに加え、給食を教育の一環としてとらえる「食育」の推進を挙げる自治体が増えています。また、格差と貧困の拡大で、食事をまともに摂れない児童生徒の存在も注目さ

れています。

福山市の給食費保護者負担は、１食小学校で 255 円、中学校完全給食 290 円であり、無償化によって、児童生徒１人当たり年約５万円程度の負担軽減となります。

福山市で、小学校給食の無償化を先行実施すれば、必要な予算はいくらになるのかお示しください。

憲法２６条は「義務教育は、これを無償とする」としていることからも、無償化の検討を行うことを求めるものですが、ご所見をお示しください。

教育長答弁：　中学校完全給食の実施についてであります。

これまで実施してきた中学校における生徒、保護者を対象としたアンケート調査では、「豊富なメニューによるバランスの良い温かい食事ができるなどの評価を得ています。

自校調理方式と親子方式については、実施検証の結果、方式による大きな差異はなく、安心・安全で温かい給食を安定的に提供できており、また、短期間で効

率的に全校実施が可能であることから、親子方式としているものであり、実施方針に基づき、完全実施に向けて取り組んでまいります。

中学校給食の完全実施を踏まえた職員配置については、引き続き、安心・安全な給食の提供や食育の推進等に資する体制の構築に取り組んでまいります。

次に**学校給食の無償化について**であります。

小学校給食の無償化に伴う所要額については、年間、約12億9,700万円であります。

給食費については、学校給食法により、給食のための基本的な費用は、学校の設置者が負担し、食材費等の費用は保護者が負担することとなっております。

給食費の支払いが難しい世帯への対応については、生活保準費や就学援助費として全額給付しており、給食費の無償化については考えておりません。

河村ひろ子市議　就学援助費の年度内支給について

わが党は、小中学校の新入生が安心して入学式を迎えられるよう就学援助費の年度内支給を行うことを求めてきました。

新しい制服や鞄をそろえようとすれば、１０万円を超える準備金が必要となり、経済的に困窮する保護者は、制服や鞄のおさがりを集めて、入学に間に合わせるなどの苦労もしています。入学準備金の前倒し支給ができれば、どれだけ明るい気持ちで入学式を迎えることができるでしょう。

これまでの答弁では、国の補助額の増額をふまえ、福山市の援助費の増額を行い、支給時期についても検討するとの答弁でした。

全国では、年度内支給が急速に広がり、近隣市町でも、１２月に補正予算を組み、支給に移すところも出てきていますが、年度内支給予定の広島県内の市と中核市の実施数についてお示し下さい。

学校教育法第 19 条において，「経済的理由によって，就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては，市町村は，必要な援助を与えなければならない。」とされています。

また、２０１７年３月３１日付の文部科学省初等中等教育局長通知では、「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励補助金交付要綱」の一部改正の主旨を踏まえ、市町村教育委員会に周知するよう求めています。

県は、４月２６日付で、各市町の教育委員会にこの文書を周知したとのことでした。福山市は、学校教育法１９条や文科省通知をどのように受け止めているでしょうか。

本市でも、準要保護者に対し新入学に間に合うよう、年度内支給を速やかに行うことを求めるものです。

以上について、それぞれお答えください。

文科省通知では、公立学校のみならず、国立学校や私立学校に通う児童生徒についても適切な対応を行うことを求めていますが、本市での要保護者数と準要保護者の見込み人数についてお示し下さい。

福山市も、国立学校や私立学校に通う児童生徒を、対象に加えることを強く求めるものです、ご所見をお示しください。

教育長答弁：　次に、就学援助費の年度内支給についてであります。

現在のところ、来年度の入学者に対し、今年度中に

入学準備費の支払いを予定している県内市は、小学校は7市、中学校は9市であり、中核市では、それぞれ21市、32市であると把握しております。

次に、学校教育法第19条や文部科学省からの通知に対する本市の受け止めであります。

本市では、経済的理由により、就学が困難な児童生徒に対し、世帯の所得等に応じ、就学援助費を支給しております。

支給の認定に際し必要な、世帯の所得等が確定する時期には、保護者の申請に基づき、速やかに支給を行っております。

しかしながら、ランドセルや制服を準備する費用は、入学前に必要であるという実態から、入学前の支給について検討してまいります。

次に、国立学校や私立学校での就学援助費の対象者数の見込み等についてであります。

まず、要保護児童生徒は、本年12月1日現在で、小

学校０人、中学校２人であります。

準要保護児童生徒の見込み数については、国立学校や私立学校へ就学している児童生徒の世帯の収入状況等が不明であるため、正確な把握は困難でありますが、国立学校や私立学校全体の人数を基に、現在の就学援助の認定率で推計すると、小学校で約 110 人、中学校で約 230 人となります。

保護者からの要望はありませんが、今後の対応につきましては、他市の状況も参考に、研究してまいります。

河村ひろ子市議　定数内臨時教員の現状と課題についてお伺いします。

市内の学校で、産休、育休や病休などの教員の代替配置ができないという事態が生まれています。

教育委員会によると 2017 年 11 月 30 日現在、代替教員が配置されず、未配置の状態が『１０日以上発生』した学校は、小学校で２２校、中学校では１１校あり、小学校における、最長は９３日、中学校では、４８日という深刻な事態です。福山市教育委員会も、この現状を「大きな課題である」との認識を示してきました。

この事態が起こる背景には、臨時教員登録者のほとんどを、年度当初で、欠員補充、産休・育休代替教員等で任用してしまうため、年度の途中での代替教員が見つけにくいという問題があります。

臨時的代替にとどまらず、それ以外の通常の担任を持つような教員をも、臨時的任用で埋め合わせる状況はきわめて問題です。

改善のためには、市独自で正規教員を採用・増員するしかありません。

新年度は、定数内教員は全て正規教員で充足するべきですが、これまでの取り組み内容と、新年度の見通し、現状の課題をお答えく

ださい。

教育長答弁：　次に、**定数内臨時教員の現状と課題について**であります。

　これまでの取組については、

　・任命権者である県教育委員会に対する新規採用者の増員要望

　・再任用職員の増加の取組

　・早期退職者の減少の取組などを行ってまいりました。

　新年度の見通しについては、近年、定数内臨時教員数は減少傾向にあり、来年度も同様の状況を見込んでおります。現状の課題については、年度中途に、定数内臨時教員が辞職した場合、人材の確保が難しいことであります。

　引き続き、県教育委員会と連携しながら、必要な教職員数の確保に努めてまいります。